

可認物便部種三第省信遷曰六十二月二十至一十三治明
行發(日五十、日一)回二月每、號五十六第
元辰曰五十月十至四十三治明

改教時報

- 所謂空言
○緻密なる感化院の法律制定を望む
○南信の風物
●心なきわざ
●爲さざるあり、能はざるに非るあり
●紛々錄
●久我侯爵東北巡回日誌
●無料宿泊所の現況
●婦人矯風會の陳情書
●社會

永井濤江
岡湛海

號五十六第

社說

論說

雜錄

文學士本多辰次郎

在英國伊東思恭

大日本佛教徒同盟會綱領

- 一、佛教本來の面目を發揮して、各自の信念を確立し、國民の道德を涵養し品性を陶冶する事。
- 二、佛教の本旨に基きて人道の大義を唱導し、精神的結合によりて國民の一一致を鞏固にし國家の隆盛を企圖する事。
- 三、佛教護持の責任を全ふし健全なる宗教界を形作る事。
- 四、各宗僧侶を獎勵し、其學徳を高めしめ、又從來の惡弊を改善せしむる事。
- 五、公認制度を調査すること。
- 六、社會問題を講究して、慈善事業を起し、社會の改善を企圖する事。
- 七、佛教の精神に基ける諸種の教育特に普通教育女子教育を獎勵して、善良なる家庭を形作らしめ又社交を融和せしむる事。
- 八、積極の方針を取り、實業道德を鼓舞する事。
- 九、教界の組織及儀式をして時勢に順應せしむる事。
- 十、社會に於ける一切の迷信を勦絶する事。
- 十一、殖民傳道を獎勵する事。
- 十二、佛教の光輝を發揚し、其感化を普く世界に光被せしむるの策を講ずる事。

○政教時報第六十四號目次

社論 説
 ○再び社會を忘れたる宗教家に就て
 ○責任論 ○豚と人
 ○人生の意義
 ○德川時代の救濟事業
 ○基督の使徒、釋尊の行者(八木文學士)
 ○修養としての動靜二面(楠龍造)
 ○久我會頭山形縣巡回日誌等

社信會

本誌廣告

一、本誌は毎月二回(一日、十五日)發行す

二、本誌は一切前金にあらざれば御注文に應せず

三、本誌代金は必ず小爲替にて遞送の事但し郵券代用の節は

五厘切手にて一割増の事

四、本誌定價左の如し

一部	一ヶ月	六ヶ月	一年	全
金貳錢五厘	金五錢	金三拾錢	金六拾錢	無遞送料
●廣告料五號活字一行(二十七字詰)	一回金拾錢			

一、爲替振込局は「本郷森川町郵便局爲替取扱所」宛の事
 二、爲替受取人名宛は「東京本郷森川町一番地大日本佛教徒同盟會出版部」とせらるべし

明治三十四年十月十五日發行

印行兼編輯人

百目木智

太郎

ると共に生ずる也、道德なくんば社會は成立せず、人類は存せざる也、例へ野蠻蒙昧の時代と雖も一道の光明尚認ひるを得べし

倫理の問題を討究し、德育の方法を研査すると今より盛なるはなし、ある者は西洋倫理の優れるを説いて東洋道德を抑へ、ある者は東洋道德を擧げて西洋倫理の劣れるを論じ、而して其間功利主義となり、利己主義となり、直覺主義となり、これが是非得失の聲は囂々として耳を掩ふに遑わらずさんとす、如斯德育の問題が群起唱和さるゝに拘らず、道德の衰頽亦今の時より甚しきはなからず、彼植物に肥料を投するは成長發達に資せんか爲めなり、然るに倫理の問題を講究し、只管德育上に肥料を注ぐも、其効果顯はざるのみならず、却て萎靡不振の狀態を呈する所以のもの原因果して何れに存するか

蓋し德育の方法を講し之を振興策を説くもの多くは教育家、宗教家の任務なりとす、而も是等の人々が風教を維持し、國民を感化し以て一代の師表となるや否や、甚た覺束なき事也、顧ふに道徳の事たる一見甚だ單純なるか如くして其實極めて複雑に亘るものなり、吾人か日常一切の行爲之によりて矯束せられ、瑣言瑣事と雖も決して拘束を免るる能はず、所謂道徳なるものは人類の存すると共に存し、社會の成

所謂空言

道徳は素より理論にあらず、また空想にもあらざる也、道徳の要は偏に實踐躬行にあり、今の教育者曉々として、アリストートルを説き、カントを説き、フイヒテを説くと、千言萬語、至れり盡せりとするも、所謂空言何の補かこれわらむ、現今の教育家が少くとも書肆と結托を絶たざる間は、恐くは倫理問題の講究は水泡に屬せざるべからず、翻りて世の所謂宗教家なるものを見るに、其敗徳多く教育家に譲らざるなり

彼宗教家常に揚言して曰く、超然名利の外に立ち、私慾を擲ちて教を宣べ、法を弘め、善を勧め惡を懲らし、冥々の感化を國民に與ふるはこれ吾等の任務なりと、洵に其言の如し、彼等は所謂道徳の實踐を以て任するもの、其志や壯と謂ふべし、而も彼等の素行を仔細に點検し來らむか、其醜行の多き不道徳の甚しき一々枚舉すべからず、何ぞ其言と行との繋がり千里の差を生ずるや、如斯宗教家如何ぞよく風教を維持し、國民を感化し以て社會を救濟すと云はんや

世に青年宗教家なるものなり、僅に宗教學校を出れば、我こそは學、東西をかね、識、古今に高く、修養自ら深し、一世を感化し、潤澤せる社會を一掃するに於て何かあらむやど乃ち眉動氣昂り、萬丈の光焰當るべからざるは吾人の屢々目睹する所なり、然れどもこの青年宗教家にして一たび逆境に沈まむか、意氣消沈又些の勇氣あるなし、十年苦節を全う

する者に至ては眞に寥々平たり、うれ修養深きものは、縦合山岳前に壓するも、雷霆上に震ふも之か爲めに變せず動せざる也、釋尊か雪山に棲み、マホメツトか巖窟に臥す所以のもの、志、人類を救ひ、社會を憶ふの外に出てざる也、己を修めずして人を治めんとするは、恰も自ら半錢だも有せずして人に施さんとするか如し、噫、難哉濟世の任

若き樹木は風に折れ易し、これ根抵深からざるに由る、青年の宗教家も亦如斯矣、徒に壯時の客氣に驅られ、大言壯語、堂々たる大家の口吻を學び、得意滿面、自ら謂らく宗教家の本領を得たりと、此等意氣斗牛を衝く青年宗教家と雖も、一日外物の誘惑に遇ふや秋風の木の葉を散するか如く、精神の凋落遂に免るると能はず、顧みに世の教育家、宗教家が大言壯語を吐きて一時天下の耳目を聳動せしむるは、快は則ち快ならむも、所謂空言何の補かこれあらんや

釋尊はげに三界の大導師なり、感化の亞細亞に及したる功績の偉大なるとは、天下萬衆の具に聴る所也、而も釋尊は新を趁ひ奇を好みて空理を語らざりし、孔子は聖人なり、一言よく萬世の法となる者、而も空言の世に益なきを恐れたりき、古の人、意を用ると如斯し、宣哉幾千載の今日其徳澤を仰望して措かざるをや、想ふ時の古今を問はず、洋の東西を論せず、苟も社會を救濟し偉大なる功績を後昆に垂るるも裏相應、言行一致、誠意以て社會の爲めはた人類の爲め畢生の力を傾注せざるべからず、若し徒論して言行相副はざるもの

のあらば、これ實に社會を害する惡魔也

臺灣官議の計畫閣議に於て不成立となる

緻密なる感化院、法律の制定を望む

在英 伊東思恭

論 言

感化院とは如何なるものぞとは、何人も最初に起るべき疑問なり、余は之に答へんと欲す「感化院とは不良少年に向つて消極的教育を強制する場處なり」と、然りと雖單に教育てふ文字に拘泥して普通の學校と同一視する事を止めよ、感化院の教育は全然特殊なる教育法にして、人生の正路に據らすし岐路に履み迷ふたる者、若くは將さに迷はんとして一步を誤りたる者を教へ歸らしむる者なり、罪惡の深淵に墮落せんとしつゝある者を捉へ救はんとするものなり、感化院に來るへき少年は、或は親もなく、兄弟もなく、街衢に漂泊し乞丐の群にありたるものなり、或は犯罪行為ありたる不良の少年なり、或は四圍の惡感化によりて父母等の手に餘れる執拗の少年なり、之を教育し之を改良し、危險且腐敗より少年を救

して乞丐其他の徒を犯罪化せしむる所謂罪惡傳播の處あり、現今我邦の懲治場に於て十六年未満の囚人たりし別房留置人と懲治人とを一建物内に拘束する處にありて、該別房留置人の懲治人を悪化したるの例妙からざるに非すや、况んや放蕩者は乞丐こそそれ未た犯罪者と以て目すへからざる少年と丁年近き少年犯罪者とを混同するをや、今英國の法律に於ける年近き少年犯の處置を改進せしむるに當りて、該別房留置人との區別を示さは左の如し

感化院の收容者

一、物品を賣却する等口實の如何に拘はらず乞丐を爲す十四年以下の少年

一、一定の住所家屋なく、若くは後見人なく又は相當と認むる家に寄宿し、又は娼婦社界と交通する等の十四年以下の少年

一、孤獨父は兩親あるも懲役若くは禁錮に處せられ、倚るへき者なき十四年以下の少年

一、犯罪行爲ありたる十二年以下の少年

一、兩親の下若くは負民學校貧民院等に於て、其命令を遵奉せざる十四年以下の少年にして、兩親又は校長等の訴願に出て裁判官の適當と認めたるもの

追て拘束年限は十六才に達する以前に丁るへき範圍内

濟するもの、否國家を救濟するものを感化院の職務と爲す、茲を以て歐米各國感化院の設けあらざるはなく、就中最成功を告げ最發達を以て名ある者を英國とす、英國にては感化院の性質を有する者四種ありて、感化院、授職院、怠惰少年授職院、晝間授職學校是なり、總計三百〇六個あり、孰れも政府より認可せられ保護を受け居るものにして、其他認可を欲せざる等の類似的感化院を算入したらんには非常の多數に上るべし、一八九九年末日の統計に據れば、英蘭蘇蘭のみにて其拘束人員五千四百〇四人、授職院（怠惰少年授職院を含む）二萬四千八百八十六人、晝間授職學校三千二百七十一人にして、該年度中費消したる金額總計は五十七萬二千五百六十二磅十四志にして、日本の金貨に換算せば五百七十二萬五千六百二十八圓餘に相當す、若し之に愛蘭の費用をも算入せば一層多額に上るべし、歐米列國中英國ひとり犯罪者の年々減少するの一方なるは誠に理由ありと可謂し

二、感化院ノ區別

將來我邦に於て感化院は如何に設立すべきやは一の疑問なり、余は少くも感化院授職院の二種に區別せん事を望む者なり、其理由は種々ありて存すと雖、第一年齢に於て非常の差違を出す、明治三十三年法律第三十七號感化法には、八才以上十六才未満云々とあるのみにして、犯罪少年の感化院拘束年限を規定せざりしやに記憶するか故に、今假りに英國に微ひ三年以上五年以下とせば、一院内に殆んど丁年近き者と八歳の小兒とを混合して感化せざるべからず、又該犯罪少年を

感化院の收容者
犯罪行為ありたる十六年以下の少年但十二年未満者を除

感化院の收容者

拘束年限は十九才に達する以前に於て了るへき三年以上五年以下の範圍内とす。此中には授職院にありて其規則を遵奉せざるより告訴を受け、監獄に拘禁後本院に來れる者を含む。而して感化院の收容者は少年犯罪者と稱し、罪名を有するも授職院の收容者は單に子供と稱して罪名を宣告せざるなり。又其間に自ら處遇の寛嚴ありて存す、乍然孰れも裁判所の命令に據り警官によりて送附し來れる者なるは一なりとす。今余は悉く之に倣ふべしとは言はず適宜之を拆衷し、感化院と授職院(名稱は隨意)との二種に區別し設立せん事を望む者なり、若し之を區別するなからん歟、將來處遇上種々の困難を生ずる事あらんを虞るゝ者なり、願はくは之に就て明かに法律上の規定を望む。

三 感化院の経費

明治三十三年法律第三十七號感化法に據れば、各府縣（北海道及沖繩を除く）は感化院を設立し、若くは私人の感化事業にして其設備宜しきを得ば代用感化院と爲すを得る旨規定せられたり、地方廳の事業として之を設立する時は地方稅を以てするは勿論なるも、之に拘束せられたる少年の兩親の義務は如何、又一私人の感化事業を代用感化院と爲す時は、地方府縣は之に對して如何に保護を爲すへキやは一の疑問なり、今

感化院之音（感化院船井）

拘束少年一人に付一周間六志宛(我三圓餘)
但し拘束する事三年以上に亘り、十六才に達したる者は一周間四志宛に減少す

人一志宛を下附せらる	州若くは其他より外に手當を請求して得たる金個人の有志寄附金
授職院之部	
乞丐犯罪等ノ 少青年ニシテ授 職院法令ノ下 ノ者六才以上 十才以下	兩親等ノ手ニ シヤ授職院法 令ノ下ノ者
七二年二月以前認 可レタル 一 地方學務局補助金 全 三志 全 二志 全 五志	七二年二月以後認 可レタル 一 地方學務局補助金 全 四志 全 三志六片 全 二志
職院船 充ツルモ 一 國庫補助金 全 一二才以下 無 上 十二才以上 全 六志 全 二志	一 地方學務局補助金 全 十才上 四志 全 一二 十才以上 全 六志 全 六志
一般に國庫補助金は授職院法令の下に兩親の手に餘れる より、其請願によりて入院したる者を除き其他の少年に して院内に拘束する事四年以上に亘り十五歳に達したる 時は一周一人三志宛に減少す	行狀方正にして入院後十八ヶ月を経過し院外に傭はれた る時は、一周一人二志六片宛に減少す
一、一般に州若くは其他より手當として請求し得たる金 一、一般に個人の有志寄金 追て感化院授職院共以上の外或條件によりて、國庫より下 附せらるるべき金あるも今は之を略す	

如是述べ來れば英國感化院及授職院は、私立とは唯名のみにして、確定し居る補助金のみにても感化院少年一人に付一周六志(我三圓餘)授職院は合計一周七志(我三圓五十錢)餘の收入あり、將來我邦に於て感化院を全然縣立と爲すと、一私人の感化院を代用するとの利害得失は一の疑問なるも、若し一私人の感化院を代用する者とせば、相當の補助金を下附せらるべきは勿論なりと信す、茲に一の注意すべきは感化院法令若くは授職院法令の下に非ずして、單に其兩親と院長との協議によりて不良の子弟を改良する爲め入院せしむる事あり、此の少年に對しては國庫は勿論地方學務局よりも更に補助金を與へず、其頭數を一般より控除す、故に其兩親は之に對して多額の費用を該院に納付すべきものとす、我邦に於ても將來補助金を不附すべきものとせば、如是隨意的契約に出づる者に對しては補助すべき限りに非ざるべきを信す如何となればたどひ之を實際不良少年なりとするも國家か之を不良と認むべき限界なく、又貧困にして狡黠なる兩親は名を手に餘れる少年に假り、已か養育負擔を逃れんとするの弊を生ずへし、故に法律に於て明かに感化院に送附せらるべき少年を規定し、裁判官によりて命令せられたる者に限り補助金を下附すべきを至當と信す、又余は右裁判官命令に據り感化院に送られたる少年の兩親は、其費用の幾分を地方廳に納附せしむべし、英國に於ては裁判官は其兩親に對し其職業より得る收入金の多寡家族の多少等を斟酌し、一周間五志以内の金額を支拂はしむ、然りと雖猶狡黠無智なる兩親は其小兒に對する夫

カノコアガリ

卷之三

持の費用を減省せんが爲め、故に乞丐せしめて授職院に驅逐するの弊あるを見る、故に蘇蘭に於ては其兩親にして其費用を納附せざる時は一周一日宛兩親の一を監獄に拘禁せ、余は蘇蘭の如く之を監獄に拘禁するの不可なるを知る、故に之に對しては公益事業たる公園若くは道路の掃除公立建築物の造營等に使役するの方法を執るを以て可なりとせん歟

四 感化院と宗教

不良少年の感化上宗教の缺くへからざるは余の譏々を要せず、殊に感化院内の少年は該院の性質上容易に外出を許すべき者に非ざるか故に、若し院内に宗教を置かざる時は、彼等少年の院内に拘束せらるゝ間全く宗教を遮断する者と可謂、故に英國感化院等は毎日若くは少くも一周二回、宗教家をして院内に宗教の儀式を行はしめ教誨を爲さしむ、我邦に於ても將來感化の一大要素として且つ宗教を遮断せざらんか爲め、院内に宗教を置くべきを要す、然りど雖名を感化に假りて、感化院をして宗教擴張の場處たらしむるに至りては、宗教の何たるに論なく斷じて不可なり、堅く之を避けしめざるべからず、故に英國感化院法律の第十四條に云「裁判官は可及的少年犯罪者の宗教を明白ならしむるに盡力し、法廷に於て直接本人の申出に拘る宗教により感化を施す感化院を擇選し、之を命令書に特記すべし」とあり又同第十六條に云「少年犯罪者にして其所屬以外の宗教により感化を施す、認可感化院に送附せられたる時若くは送付せられんとしたる時は其實父母、繼父母後見人孰れも無之時は宗教上の父母、若く

社會

久我會頭巡回日記（承前）

沖鄉村 十八日朝小松町を打出で、腕車を列ねて東置賜郡沖鄉村に向ふ、十時頃同村に着し、村中の舊家なる遠藤仁右衛門氏方にて晩食を終り、演説は同村尋常高等小學校講堂に於て開かれ、演題は本多氏は教育の淵源、芳川氏は犯罪と宗教、次に侯爵の挨拶あり、此日聽衆、無慮八百餘、終れば宮内町の町長、小學校長、有志總代は歡迎委員として、來られ、直に導かれて宮内町に至り、得月樓に投宿、同樓は其位置といひ、建築といひ、地方には珍しき結構なり、其夜は一泊翌廿日は隣村なる塗山村鶴布山珍藏寺に至る、此寺は曹洞宗にして、風景最佳、郡中第一の絶景と稱す、午槩を此寺に喫し、旅館に歸る、午後同樓に於て懇親會を開く、席上本多芳川二氏の演説、及び會頭の挨拶あり、來會者は五十名程、

山形市 二十日朝樓を出で、赤湯町停車場より流車に乘じて山形市に出づ、歡迎人山を爲し、百餘臺腕車を列ねて當日の旅館に充てられたる千歳館に着、直に當市滞留中の千坂高雅氏來訪、午後は縣會議事堂に於て學術演説會開會、當日の傍聴者は、關山形縣知事、藤村歩兵少佐等を始め、同地の上流社會最多く、縉紳群を爲し、其數無慮二千餘名、同議事堂に於て斯くの如く、多數の傍聴ありたるは今回を嚆矢とする、開會の趣意終るや、第一席鶴飼悦彌氏、第二席本多

は最近親族の丁年者は其命令を與へたる裁判所等に向つて其所屬宗教によりて感化を施す認可感化院に移動を乞ふ旨請求する事を得、而して裁判官は其請求に應すべきものとす」と訓令には「院長は感化院（授職院）に拘束する少年に對して、其所屬以外の宗教の儀式若くは教誨を施す場處に出席すべく要求を爲すへからず」或は其所屬宗教を離反せしめ或は其所屬以外の宗教に歸せしむへく企つることを禁す」とあり、頗る公平なりと可謂、從つて英國の監督教は「チャーチ、ラブ、イングランド」にして新教なるか故に舊教は別に感化院及授職院を有す、我邦の將來に於ても佛教少年犯罪者は佛教によりて教誨を施す、感化院に收容すへし、耶蘇教の少年は耶蘇教の感化院に收容すべき者と信す。此他法律上規定を望べきもの實に多し感化院に少年を拘束する年限の如き英國は三年以上五年以下と爲し、若し行狀方正なる時は十八ヶ月を經過したる後、院長の特權を以て外住を許可するを得べく規定せられたり、蓋適當なる者ならん、或は犯則逃亡等感化院に對する犯行に就て或は裁判官の權能に就て、或は院長の權能及責住に就て、或は感化院諸職員の警察權に就て、或は何或は何と一々之を枚舉するに遑あらず余は明治卅三年法律第卅七號を以て不可なりとは言はず、唯一層緻密明白なる法律の制定を望む者なり、余は英國にありて感化院を研究しつゝある者請ふ諸氏の教鞭を惜むなからん事を

總武鐵道地平線不認可となる

山形縣尋常師範學校

教授井出豊作氏は曾て會頭の知遇を受けし人なるを以て、今度一行の山形停車場に着するや歡迎せられ、又師範學校に於て、生徒一同に對して講話を要めらる、依て廿一日朝七時同校に臨み、同校講堂に於て、一行の旅館に充てらる、午後町内南村山郡々會議事堂に於て、一行の旅館にて茶話會あり、會頭は現時社會の道義の頽廢を慨き、救濟の急なるを述べられ、終りて一先旅館に歸り直ちに上山に向ふ

上山町 山形より一驛戻りて、上ノ山町に至る、同地は「出羽で庄内最上と上の山」といふ名所にして、幽質の鑑泉町内至る所にて湧出する、鶴脛の温泉と呼ぶ、温泉旅宿米屋を以て、一行の旅館に充てられたる、午後町内南村山郡々會議事堂に於て、朝はゆるりと出立、十一時半頃奥羽鐵道の終局なる樺岡に着、望覲閣に於て午槩を喫し、新庄町の出迎諸氏に導かれて、十數輛車を列ねて、新庄町に向ふ、行く三里半許にして、

尾花澤町にて少憩、車を換へて馳騒ること四里程、舟形町にて一休、此地にて又數人の歓迎諸氏と共に馳せて晡時新庄町に着此夜直に真宗大谷派の善龍寺に於て開會、寺主本澤師開會の趣意を述べられ、續いて本多芳川二氏の演説、會頭の挨拶あり、同寺は元來最上一帶の觸頭なりし大刹なるを以て、本堂も廣大なれども、満塲立錐の地もなき迄に聽衆充滿すれば其數無慮千五百には上りぬべし、今夕は各宗同和會の催に掛りしが、此好機に際して、同會も大に擴張せられ、新加入者續々としてあり、爲に同會にては組織をも改め、役員をも新にする必要ありとて、去月三十日新に同會の集會を催したるよし、こは一行が歸途に聞き得たりし儘を附記し歟、

廿三日 朝來訪客に接し、午餐を喫して戸澤神社に參詣したり、此神社は新庄藩主戸澤氏の藩祖及び明治戊辰役の戦死者の靈を祀れるなり、同藩は東北に於て、唯一なる純粹勤王の藩なり、其爲庄内藩の爲に全町悉く焼き拂はれて、會頭が當時東北遊撃軍将として、紫の狩衣を着て悠然馬に跨り、錦旗を擁して當町に向はれし頃は、一面燒野原となり、慘憺たる其有様は、實に目も當てられざりとして、座ろに懷舊の涙に咽ばれ、坂は戸澤神社を參拜せられしなり、當日會頭が同社に奉獻せられし歌詠は、

國の爲消えにし人の跡とひて
涙ながらにまつる今日かな
同神社の參拜終りて、直に會なる善正寺に赴く、寺は真宗大谷派なり、聽衆は殆ど前夜と同じ、例の如く一行の演説あり

二體あり、餘程珍しき物なり、
午後一時半頃より曹洞宗海晏寺にて演説會を開く、此日の
催主は曹洞宗鶴岡支局なり、同夜亦開く、共に盛會なり、唯
夜會には久我會頭は出席なかりし、
廿七日 酒田町有志者の請に應じて、町會議事堂にて開會
の事となる、同町には
本間様には及びも無いが

と謠はれし富豪の舊家本間家あり、午槩を喫して、此本間家の招待に應じて往訪、最鄭重なる接遇を受けて、直に演説會場に臨ひ、本間家は村上源氏にして、久我家とは嫡庶の間柄なるも、又不思議の因縁といふべし、同地方は今夏本多庸一氏等耶蘇教大魔傳道の爲、大に同情を得て功を奏したるかの噂あれども、曾頭が此行、大に佛教徒を勵まし、其効は前者の奏功より一層大なるものありたるべし

無料宿泊所の現況

明治三十四年九月無料宿泊所宿泊者人員調査表左の如し

區別	業務チ與へタルモノ	同	同	同	同	大人	男
	養育院へ入院セシメタルモノ	一	一一	八			女
	共濟懲善會ニ送シタルモノ	一	三	八			小計
		一	四	四〇			五六七八四ヶ月間
合計		二	七	四八			

1

モルモン宗に就き婦人矯風
會の更書

裏に米國よりモルモン宗の宣教師渡來し、本邦に布教せんとするの計畫あるより、日本婦人矯風會及東京婦人矯風會の人々は協議の上邪宗排斥の陳情書を内務大臣に差出し、尙ほ横濱婦人人矯風會の手を經て、神奈川縣知事にも同様のものを差出したるよし、其全文左の左し

此度米國よりグラントと稱するもの來朝いたしモルモンと稱する宗教宣布の許可出願いたし候趣有は風紀を汚し社會を紊乱する邪宗に候へは何卒布教御許可なき様闇下に於て御取計下され度左にその理由開陳仕候

第一 モルモン宗は一大多妻の惡風を獎勵する宗教に御座候我國民法第百六十六條には「配偶者アル者ハ重テ婚姻ヲ爲スヲ得ズ」とあるに抵觸致すこそ勿論に御座候加之彼等宗徒は母も娘も同時に同一の男子を夫とするこれをさへ禁せざる由多妻の弊も茲に至りて極まれり申すべく倫常を蔑みし婦人を輕侮する野蠻の所爲眞に恥むべきものと存候同宗徒は十年以前より一大多妻の風習を廢し居り候様自白致し居る趣には候特共是れは政治上の目的ありて暫らく世を欺瞞致し居るものと有之決して眞實之を改めたるては無之候現にモルモン宗の本據たる合衆國ユタ州には別居の多妻制度實行せられて合衆國の國法も蹂躪

備考	シメタルモノ セシメタルモノ タルモノ 止宿ノミセシメ 計	福田會ニ入院セ 東京懲化院ニ入 院セシメタルモノ 醫察署へ引渡シ 同 同 同 同 同 同 同 同
		二九五一
		一〇
		三一六
		七一三一〇三〇
		一一〇三
		四

上本澤、花車二師の演説あり、八時過ぐる頃閉會、此夜同町士族總代は本日戸澤神社參拜の謝禮に來れり、
鶴岡町 は新庄町を距ること十二里なりといふ、而も其間は漁車の便無ければ全く腕車に依頼せざるべからず、依て廿四日終日は町中に費されたり、晝食は清川驛に於てす、此地は幕末時代に有名なる清川八郎氏の出生地なり、午後三時半鶴岡町着、歓迎人頗る多し、旅館伊勢屋に投宿、法學士辯護士加藤幹雄氏は接待掛として奔走の勞を取られ、其夜鶴岡中學校教頭長村理學士、都崎文學士來て、同中學校にて一行の講話を請はる、
廿五日朝八時會頭及本多氏は、鶴岡中學校に赴き、各一席の講話あり、午後と夜と二回曹洞宗總穩寺に於て演説會ありて、會頭の挨拶本多芳川兩氏の演説例の如し、當日は折悪しく雨天なりしにも拘らず、晝夜共頗る盛會にて、聽衆は無慮二千名程つゝありたり、
酒田町 酒田の町は鶴岡の城下を距る七里、早朝鶴岡を發して午前十一時半頃酒田町着、歓迎は例に依りて盛なり直に旅館に充てられたる瞰海樓に投宿、同樓は最上川と梵字川と相合して海に注ぐ所の高丘にあり、眺望絶佳眞に積日の疲勞を慰するに足る、樓の側は「溫海山や吹浦かけて夕涼み」といふ桃青翁の塚のある、有名の日和山なり、櫻に相對する山王山は菘鬱として、中に即佛堂あり、人體が其體乾し固りたる所謂即身即佛なるものにして、木食上人の木乃伊なり、

致され居候趣に御座候
第二 モルモン宗の教則を聞くに許多の長老執事の上に七十人の弟子なるものあり、又その上に十二の使徒なるものあり更に其上に無限壓制なる一人の總官長あり此の總管長は殆んど神の如く敬はれ驚くべき勢力ありて其の下教會員は勿論一般信徒は何事も之より首從せざるを得ずモルモン宗成功の秘訣は茲にあるものなると共に亦その恐るべき點も茲にあるものゝ由に御座候即ち此の總管長は只宗教上の大權だけを握れるものにては無之政治上、財政上、社會上、事業上、一國家の視を呈し居ることに御座候されば今後彼等にて我國に於て勢力を得ること有之候は行政上由々しき大事を惹き起し可申歎と存候
第三 モルモン宗信徒は目的を達するためには如何なる手段を取るも選ぶ所にあらず目的さへ善くば手段は之がために神聖なるとの意見を有し隨分血を流し之を殺すを辭せず一千八百五十七年には百三十六人の移民彼等の兇手に殘殺せられたることも有之趣に御座候私共之を聞きて只管ぞ粟の外無之候
第四 モルモン宗宣教師等は歐洲地方に赴きてヨタ洲の富饒を説き先づその愛國心を効搖せしめ候後は社會の制裁やら國法の束縛にて信教の自由を得ざるものを使かして該州へ移住せしめ候趣就ては今後若し我國に布教致候こそも相成候は、臣民の忠良なる精神を害すこと大なるへしと存候
以上四項たゞひ其一あるも布教禁止の理由として充分なるものに候然に此の四項を備へ候上は是非とも禁止致すべきものと存候政府は現在の邪教淫祠に對しても今後更に嚴重の取締を御加へなされ候意向の由聞き及び候此際外來の邪教には一步も御寛容なく御禁止有之度右モルモン宗は開宗以來僅々六十有餘年にして三十萬人の信徒を有するに至りしほゞ莫延述なる宗教なれば娘葉の内に摘まされば斧を用ふるの悔もあらんかモ札夏いたし候例卒石の趣意御探納有之度會員一同に代りて奉願候也

明治三十四年十月九日

日本婦人婦風會頭 矢島揖子 東京婦人婦風會頭 潮田千鶴子

内務大臣 内海忠勝

紹々録

◎泰西の碩學スベンサー氏は、始めて「社會靜狀學」の書を世に出すや、購讀する者極めて稀にして、七百五十部を賣り盡すに。十四年間の年月を費せりと云ふ

◎邦人一たび其著を公にするや、百方手を盡くして一冊に工も只多く售れざらんことを勉む其著述を公にする所以もの、主筆なる雜誌「聖書の研究」は批評を求むるを潔しとせず、稱して作者權發賣者とも稱すべきか
◎内村鑑三氏は基督教者の中、一種毛色の變りし人也、氏の主筆なる雜誌「聖書の研究」は批評を求むるを潔しとせず、一冊も他に寄贈せざる由
◎忠實なる批評は何人も歓迎する所なり、然れども舞文曲筆の批評家多きは何ぞや、これ批評を求むるの人、其缺點を指摘するも好まずして、寧ろ諱辭を喜ぶが故ならん、批評家其人の罪にあらざる也
◎月の三日所用ありて鎌倉河岸を過く、勢ひよく馳せ来る腕車と腕車と相衝突し僅に一言を發するや、否や双方の車夫早くも鐵拳を揮うて亂打雨の如く降りし後、共に「馬鹿野郎」の一言を残して共に相去る、余謂へらく最後の眞理は腕力にありとすれば、彼等も亦一分の眞理を悟りしものか非歟
◎基督教大舉傳道の効果を奏せしは羽後の酒田にして、最も失敗に終りしは將來有望なりと認めし福島なりとは、近頃東北を巡回せし本多學士の話
◎本會々頭の一行東北巡回を終へ、福島驛を發して白河の驛に着するや、僧俗數十名停車場に要して一行の下車を得て一場の講話を請ふと切なるものありしと、其熱心洵に喜ぶべきものあり、聞く處によれば白河は佛基兩教の衝突日に盛にて、しのぎを削りつゝありと云ふ

◎群馬縣安中村は、故新島襄氏出身の地なるを以て、同氏生存中は基督教最も盛に行はれ、之か反動として佛教も大に奮ひたるに、新島氏の死去と共に基督教も漸々衰微に傾き、從て佛教も衰ふるに至る、何事も競爭の世の中なりとは、某氏の談なりし

◎真宗大學開校式 府下集義村に新築中なりし、大谷派真宗大學は延々報道せし如く、このたび愈々校舍落成したるを以て、本月十三日盛大なる開校式を挙行したる等、同大學より左の如き案内狀を發せり

謹啓秋氣清爽の候御起居賀々御清潔奉賀候本學儀從來京都に設置罷在候處今回當地に新築移転致候に就ては來十三日前第九開校式を挙行仕度候間何卒御質臨被成下度此段御案内申上候

十月 私立真宗大學 學監 潤澤滿之
◎モルモン宗再び届出 先きに不完全なる牒を以て届出を却下されたるモルモン宗の宣教師等は、日本にて再び宗教宣布の願を提出したる由にて教會の名稱はナツターセント基督教會と稱し、布教の方法は公會堂、又は路傍演説の外主義を説く爲め、一日に一百戸以上個人を訪問すべき旨を附記しあり、モルモン宗の宣教師等は、日本にて再び宗教宣布の願を提出したる由にて教會の名稱はナツターセント基督教會と稱し、布教の方法は公會堂、又は路傍演説の外主義を説く爲め、一日に一百戸以上個人を訪問すべき旨を附記しあり、

十一月

因に云ふ、當日は同派新法主を始め文部大臣、府知事、大學總長其他高等官等約一千餘名の來賓あるべく、文學博士井上寶次郎氏帝國教育會長辻彌次郎氏、島地黙雷輔等の演説ありたる筈

◎各宗派管長會議 佛教各宗派管長會議は、本月中旬頃大佛妙法院に於て開會し、覺王殿建設地選定の件並に宗教制度調査報告等に關し協議する筈なりし

か、曹洞宗に故障ある爲め十一月ならでは開會せざるべし

◎宗教制度調査委員會 傳教各宗派の宗教制度調査委員會は事務委員有馬憲文氏等の手許にて一應調査終了したるに付、去る一日午後京都の宗教制度調査事務所に於て委員總會を開き、秘密協議を庭らしたるが更に本月十四日頃再

南信の風物 (承前)

雜錄

七日間の講習會は先づ盛に行はれき、毎日三講師入れ代り

て、午前午後と二回にて四席講せられたり、聽衆は僧侶あり、

政 教 時 報

學校教員あり、大日本實行會員あり、下伊奈青年會員あり、其數は四五拾名なり。一日には午前に開講し、午後も開會し、其夜善勝寺にて公會の招請に應じて、余は堀學士と共に飯田小學校講堂に於て一席の學術演説を爲す、堀氏は第一席に於て世界の三大法則といふ題に付て、競爭、一致、調和の三、之を佛教々義に照せば、空、假、中の三に當るとして、一時間餘快辯を振はれ次に会は神佛二道の關係を題して、一時二十分間程熱心に神道家が佛教を排斥する謂れなきこと。佛教史の從來誤解せられる事實を述べたり。此時寒暖計は九十二度を示し、流汗全身を濕し、最暑に苦みしを以て、旅宿に歸る、後に湯本武比古氏の演説ありたる筈なり。

初夜の演説は此夜と、三日の夜とまで續き、學校の演説は四日まで續けり、四日の午前には湯本氏は護法會の講習會に來りて、一席の講話試みらるゝ筈なりしも、有志者の招に應じて、天龍峽の十景を賞せんとして遊覽に出でられし爲、約を果されざりしは、我人も一同に遺憾としたる所なりき、湯本、下田、金丸の三氏は五日午後三時頃飯田町を出發、六日早朝時又より乗船して天龍川を下られたり、惡口するにはあらねど、湯本氏も講演の約をなしながら、遊興の爲に之を果さず、二言のことわりも無かりし由なるは、少しく不出来と

いふべし、且や炎熱焼くが如き日に、余輩兩大主として長演説を爲さしめ、實行會よりは一言半句の挨拶も無かりしは、これも餘り感服の出來兼ねる話なり、實行會とは何を實行する事にや、僧侶を腐敗と罵る世間の人も隨分當てにならぬ事のみ多きは、何ぼううたてき末世ぞや。

余等滞在中は招かれて諸寺に遊ぶ、寺院の生活の程度は餘程高き様見受けたり、梵妻を迎ふることは、各宗共に最自由にして、葷酒の山門に入ること亦自由なり、今後多年を出ですを賛責するにあらず、又之を買ひるといふにもあらず、唯事實を紹介するのみ。

各地皆斯る自由を得べん、此時に至れば南信は確に先鋒の功を誇り得べし、改めてこそわざ置く余は、頑固に此自由を總じて信濃の地は廣袤數十里に亘る大國、何れの地に至るも教育の行き渡りたるは感ずべきなり、唯其教育や、餘程明治教育の弊を適切に顯せり、智育の發達は著しく、如何なる山間僻地の頑童古老人に至るまで理窟を並ぶことは最上手なり。余輩一二の者の觀察に止らず、大瀬文學士も堀氏に向て東京に於て、長野は理窟強き地故注意せよと言はれたりと、又村上博士は長野市に於て、道理々窟と言ふ人は第二流の人なりと演説せられ(本誌第六十一號參看)堀學士も長野縣人には美育を奨励する必要ありと講せられ、講習會員も概ね長野人の理窟家多きに感じ入れり、智育の發達最善し、推理に長する善光寺の攻撃は久しく新紙に顯れしが、斯る事實はありや無しや、余輩の知る所にあらねど、あの宿屋佛法は何とか改良の方策もがな。

心あきわざ

永井濤江

(完)

所なり、然れど交通不便の地斯くまで教育の進みたるは單に感服の外なし。

交通不便と言へば、天然の轍路にかかるに人爲の不便を以てするは、如何にも遺憾とする所なり、天輶は已に言ひぬ、人爲の不便とは如何に、抑人力車なるものは一種交通の機關なり、否流車の便無き地には、此人力車は唯一の交通機關なり(我國に於ては)、故に此機關として成るべく旅客に便宜を與へしむるは、最必要な事共なり、然るに信州の車夫は余輩が曾て他府縣にて見るを得ざる悪癖を有す、そは走することの遲緩なる上に、車夫同士にて客を譲り渡すことなり、客を乗せて歩すること、一町にても二町にても、他の車夫をさへ見れば直に客を譲り渡す相談を爲す、其乘換の面倒なる、又其爲に時間を使費すること實に少くにあらず、余輩近日山形地方を巡回して、益信州の道路の轍惡なる事、車夫の惡癖あることを深く感せり、是恐くは旅行に取りて大々的阻礙なるべければ、官民共に此惡風匡正に盡力せられ度きものなり、宗教は餘り盛とは言ひ難き代りに、其考へ頗る朴直なるよう見受けたり、各宗奮發せば最好個の新開發地たるを失はざるべし、殊に南信の地は好望。

蠶業の盛なるは眞個に驚くばかりなり、益發達の望ありとは岐神即生殖品崇拜の遺制あらずやと、神官の種々の説明ありたるにも拘らず、余は感じたり。

秋高く馬肥へたりと稱する、今日此頃、燐然たる銃聲の遠近に聞ゆるは、世に紳士と稱せらるゝ人々か、一日の閑す獵遊に消するものと知られたる、輕裝單身、一頭の獵犬を侶とし、一臺の獵銃を肩にして、小河を涉り、徑畔に伏し、一日を野邊に狩り暮らすとは、身心の保養には此上なき良法ならん、然り然れども自己の快樂の爲に物の命を取ることは、如何にも残酷無慈悲の業にあらずや、或る一派の宗教家は説きけらるゝ、禽獸は本と吾人類の食物として造られたるも吾等か想像する如き、苦痛を感じるものにあらずと、余輩のは論ずらく、動物には人間の如き感覺なし、に之を救す。

のなれば、勝手に殺して喰ふも妨げなしと、或る一派の學者は論ずらく、動物には人間の如き感覺なし、に之を救す。

天神創造説也、動物知覺論に就ては深く知るものにあらされは、此説の我田引水にあらざると否とは知る所にあらざれど

も、兎も角も如何なる動物にせよ、自己保存の念は人間と敢て異なる所なきものゝ如く、従つて死を厭ひ生を欣ふに到つては一なり
余か近郷に去る銃獵癖の人あり、例の如く銃を擔けて獵遊に出掛け、野を越へ山を越へて、終日獲物を搜せしも遂に見當らざりしか、偶一匹の大猿の兒猿を連れて彼方に逃げ行くも認めしかば、好敵ごさんなれど追かけ行きしに、早くも樹上に走り上りしを遁さじと追つめ、狙を定めてあはや一弾の下に打ち止めんとせしに、親猿は身を以て児を掩ひ、獵者に向つて手を合せ哀を乞ふものゝ如し、如何に無慈悲の人なればと此有様を見るに及んでは一念惻隱の情起らざらんや、愍れの猿許しやらんと思ふ間もなく、引金落ち丸は兒猿の肩を打貫きてけり、親猿は悲嘆に暮しか兒の猿を抱ける儘樹下なる巣角に身を投して死を共にせり、平生ならは仕合せよしと喜ぶてかりしも、無益の殺生如何にも罪淺からざることを感し、斷然銃を折りて爾來獵遊を禁せりと云ふ、物の哀れは豈特り猿のみならんや、俗諭に所謂焼野の雉子夜の鶴とやら皆其身を愛し其子を愛することを知らざるはなし、已に死を厭ひ生を欣ふの情むらば、其命を奪はれて苦痛あきの理なからし、可憐の動物をして若し人語を能くせしめは、必らずや噴々鬱屈の不平も訴へて止まさらんなり。然るを動物か防ぐの術なく、冤枉を訴ふるの法なきを機とし、已か快楽を貪らんか爲に、斯残酷の事を敢てして意に介せざるは人類特に人類の上級者を以て人も許し自らも許す、所謂紳士と稱する

信
眾

爲さざるなり能はざるに非るなり

側の人には、洵に似合はしからざる業にはあらずや、禽獸に殘忍なるの心やかで同胞の疾苦を顧みて其膏血を啜らんとするの心にあらずや、彼の酒に溺れ色に耽るの醜行に比すれば稍可あるか如き觀あるも、斷して心ある人の行とは言ひ難し苟も修養に志ある人は、酷烈の行は避くへきにあらずや(完)

爲さゞるなり、能はざるに非るなり

文學士 真岡 澄海

せんの人々が自由とか快樂とか申しますることは、多くは肉體上又は物質上の話しだりまして、働くもせず、骨折りもせず、只無爲平穏に暮すといふことが自由である、いはゞ勝手次第に働く、手が伸したければ、手を伸し、足が伸したければ足を伸す、甘ゐ物が食したき時は食するといふ風に思ふて居りまして、窮屈なことはいやだと申しますのが常であります、又少し高尚なる考を持て居る人でも働くもすれば、道徳上の責任や義務を果しまするに就きて、折々苦しみ生ずるのを見て、是も矢張りまだ自由の境界に入らぬもので、わざく自分で仕事を作りて自ら苦しみましたり、又は自分の力にかなわなる大きなことを引受けたて苦悶するといふのと並んで、愚かなことでもあると申す人があります私よ、是て

就て聊か考へを異に致して居りますから、少しく私の考を聞
て頂きたるのであります、私共が通例これだけの事をした
る、又これだけの義務、これだけの責任を盡したると思ひま
すが、唯從來の經驗などから、多分是だけのことば出来るであ
ろう、否是だけのことは是非爲さなければならぬと思ひまし
て着手いたしますと所謂大山を挿みて以て北海を越ゆる
といふ様などでなる以上は、我々が其出来るだけの力を盡し
ましたならば、必ず出来るに違ひぬのであります、殊に我
々が道徳上若くは法律上の義務とか責任とか申しまするの
は、全く我々が出来なることをせよと命令するのではなく、
出來得べきことをせよといふのでありますから、若し之を成
し遂げなる人があつたならば、其人に對してそれは自分の力
に不相應なことをしたから出來なかつたと申しまするより
は、私は其人が力一杯に効かなかつたから出來なかつたので
あると申したるのであります、孟子の語を借りますれば即不
爲也、非不能也とでも申しましようか、出來なるのではなく
して、爲さなかつたのでありませぬか我々は何でも少し六ヶ
しなゐといふ點から起るのでありますから、いづれも現在の
位地、現化の力よりは尙多くを望み、尙大なるものに到達し
ようと思ふのでありますから其出立點に付て考へて見れば是

からなさんとする希望、是から果さんとする義務、責任といふものは多少其當時の位置より以上のことに相違なかろうかと考へます。其程度に従ふて多少其苦しみも異なることあります。が可成我々は大なる責任を果し、大なる仕事をなさうといふ勇氣を持たなければなりません、此の如き動機から起りまして我々が苦心經營いたしまする努力といふものは決して苦悶といふところのものでなく、束縛といふところのものでなく懲制といふところのものでありますん、否假令束縛であり、苦悶でありますても、此の如く只管善い方に進まうといふ熱心から、やがて自ら其苦悶と束縛を忘る様になります

殊に一言注意して置きたるのは凡ての道徳律は皆、此の如き善きことはせねばならぬ、此の如き惡き事はしてならぬと我々の上に強迫的に命令するものでありますて、此良心の命令か強制的の力を失ひまするときは、我々は遂に不道徳の方に向に進むようになります、或人が賄賂を持つて参りますてどうか此事事を聞ゆてくれと頼みまする時に、其事情などを聞きまして誠に氣の毒と思ふことがあります、我々の良心は決して是を受けてはならぬと強制いたします、又我々教師にでもなりまして何か間違つたことを教へますと、誠に教師たるの責任に對し済まないことをしたといふ感じがありますて一層勉強し一層苦しむ様なことがあります。しかしこれ勉強と此苦しみは、教へるものも又教へらるるものにも自己共に好結果を與へるものでありますて、若しかる際に馬鹿ら

しむから一層苦しますに置かう。己はこれだけのことより出来ぬといふ教師がありましたならば、世人は孰れをよしとし取るでありますか、疑もなく其責任を重んじて苦しまました方の人を賞賛するでありますよう、此の如く一種の強迫的の力があつて我々をして責任を重んじ義務を履行せしめますのは、全く我々の物質的自由を束縛するのみならず、時として精神上の心勞をも與うるものでありますが、此一時の苦しみと、一時の束縛は、直に變じて公明正大俯仰天地に耻ぢなる、自由の境界に我々の精神を進入せしむるものでありまして、精神が物質の上に勝を制し、道徳が罪惡の上に凱旋したものであります、此は道徳的命令に服従するといふとは、我々の精神上よりいへば寧ろ壓制といはんよりは自由であります、我々が此に束縛といふのは昔から倫理學者の申す様に物質をして精神を支配せしめ、動物的欲情をして精靈を支配せしめ下等なる欲望をして高等なる欲望に打勝たしむるといふことであります之に反して人間の自由といふのは即ち我々の精靈をして動物的欲情を支配せしめ、我々の正大なる精神を自由に發揮して宇宙に遍瀞せしむるのであります、我々が責任を盡し義務を果さんとぞめまする爲に我々が苦しみ強制せらるゝは、私共に於ては毫も排斥すべきことでなく、實に服従は命令なり、壓制は自由なりといふとが獨り我々の道徳上に於て不思議なる一致をなすものと考へます、我々の良心の權威をして益々力わらしめ、高尚なる勇氣、正當なる憤怒に依て

點、道徳の頂點、人間の標準ともいはるべし人であるからであります、凡て必用といふことは我々に缺くるところあるから起るのであります、一の品物が欲しむと思ふるのは、それが無るから欲するので、求めた上は最早ゐらない様なもので、凡ての事が其通りであります、私の申上るのは道徳の修まつた人に申上るのでなく、まだ修らない人に申上げるのであります、そうして御互に皆自ら完全なものと思ふよりは不完全なものと思ふて、それを補ふてゆく方が、稍々實際に近る方であります、かく、御互に皆決して缺くる所なきか否やを顧みて頂きたるのであります、私は世の多くの人が自ら爲さずして、能はざるなりと申しますのを遺憾に思ひます實に爲さねばならぬ責任を盡し、爲すべき義務を成し遂ぐることに於て相共に勵みたると思ふます、「爲さる也、能はざるに非なり」といへる語をよく充分に味ふて頂きたると考へます

新利紹介 哲學史要 文學士 加藤玄智君譯述

(上製) 紙數二百九十八頁 金八十五錢

この書は在大學院加藤文學士が獨國ハイデルベルク大學教授クーノー、フィッシャー氏の著「近世哲學史の序論」(Einführung in die Geschichte der neuern Philosophie) を譯されたのである。斐翁博士の哲學史家としての技量は世既に定評あり、で今さら吾等の譯を論じてないが、殊に本原書に至りては氏が最も注意に注意を加へ、屢々改訂増補に努められたるものにして、譯者も既に其序文を「彼れぞ我れぞは文脈語調を異にするものあり、簡潔なる」斐翁博士の名文も之を邦語に譯出して文意の存る所を曲りなりにし、それで私の考を申しますれば、法律の必用な人が下の人であると申しませば、道徳の必要な人は中の人であり、法律も道徳も何もあらず、完全圓満な御方は上の人であります、凡て此上の人は學問も道徳も無用である、それは其人が學問の頂

精 神 界

每月一回
一部拾貳錢
一年分壹圓貳拾錢

東京本郷一四三
森川

○精神主義の文學 真岡勢舟

○現實の厭離と藝術、朝永三十郎

○宗教・哲學上の安慰 論說

○宗教の本體に關する 見解

○予が觀たる精神主義 楠龍造

○真正の獨立 清澤満之

○常人の一生 浩々洞註

○黄神徹吟(青鬼) ○あさがほの 暁鳥敏

○人生の終極命題 脇肩生

○三山めぐりの記 繕 常盤櫻丘

○兄の死に就て 高瀬虚子

○予の奉する宗教 仁科幽裕

○北遊雜感 多田鼎

○佛教統一論 文學の新興趣 京都鄙小観

○てんぶら教 ○釋の大道 京都鄙小観

○書室 東京たより 金陵通信

○上毛の秋都宮、十勝、越

毎月一回
十五日發
佛 教
（明治十八年九月初刊○發行十六年）
一部金拾錢 半ヶ年前金五拾五錢
一ヶ年 同金壹 圓
開祖の傳記の寄稿を乞ひ、又各宗學叢參觀記を毎月掲載す、
脉裁は善美を盡し佛教界の評論、佛教の研究等に専ら力を盡し有益の文字多し佛教界青年の必讀を要す

第一百七十三、四、五號要目

△吾人の所信△東京佛教界の觀察△僧服改良論（米馬琢道）△妻帶公許論（忽滑谷快天）弘法大師の文を難ず（釋清譚）△佛教の起源（長谷川天溪）△縮刷藏經開版始末（島田蕃根）△清國佛教視察談（森井野鶴）△雍和宮（大河内秀雄）△日蓮宗不受不施派再興談（大内青嶽）△傳道大師（加藤觀澄）△天臺宗東部學發參觀記△曹洞宗大學林參觀記△一草記（釋宗演）△ヲマ教△モルモン宗△アウンハラバ等の由來△詩（山高古香、西有穆山、日置默仙）△時評△雜報△はがき集△求婚廣告△案内廣告等
東京市淺草區新谷町拾番地

吉人の所信△東京佛教界の觀察△僧服改良論（米馬琢道）△帝公許論（忽滑谷快天）△弘法大師の文を難ず（釋清譚）△佛起源（長谷川天溪）△縮刷藏經開版始末（島田蕃根）△清國視察談（森井野鶴）△雍和宮（大河内秀雄）△日蓮宗不受不^レ再興談（大内青巒）△傳道大師（加藤觀澄）△天臺宗東部學視記△曹洞宗大學林參觀記△葦記（釋宗演）△ヲマ教△モン宗△アウンハラバ等の由來△詩（山高古香、西有穆止默仙）△時評△雜報△はがき集△求婚廣告△案内廣告△申込所 東京市淺草區新谷町拾番地

日本佛教協會

通俗一言辨

冊一全

真俗二諦辨

東京市本郷區森川町一番地

發行所 東京本鄉森川町一一番地
大日本佛教徒同盟會出版部

文學士 清澤滿之師序
近角常觀君著

再版刻成

横井見明師編纂○示談の上再版譲受

美裝
(百六十頁)

村上博士講演集

古英雄と宗教

美裝
(百六十頁)

實價金貳拾錢 郵稅金四錢

訂正 増補 二版 定價金貳拾五錢○稅金四錢

題して『古英雄と宗教』と云ふ、古來英傑の士が宗教に對する思想、及び行爲を叙述したるもの五十餘名也、藤原鎌足あり、和氣清磨あり、坂上田村麿あり、菅原道實あり、源義家あり、平重盛あり、北條時頼あり、時宗あり、楠正成あり、新田義貞あり、毛利元就あり、太田道灌あり、大石良雄あり、二宮尊徳あり、山岡鐵舟あり、其他數十名の宗教に對するの思想、及び行爲を錄したるなり、

以て座右の珍となすべく、以て青年及び軍人への贈物となすべく、布教家は以て新材料を這裡に得べく、之れを讀んで妙味津々英雄と對談するの想あり、之れを携へて修練せば、英雄の域に至る又難きにあらざる也、

本書は博士村上專精師が、各所に於て演説せられたる筆記なり、博士が該博なる識と壯快なる辯述とを以て、如何に偉大なる感化を世道人心に與へつゝあるかは、世既に定論あり、而して本集收むる所十有余篇、

佛教の大意、佛教倫理の要言、佛教無我說に付て、禪と念佛、佛教の過去及將來、歴史上の釋迦佛、宗教と學術との關係、教育と宗教との關係、予が人生觀、廢物利用に就て、人性とは如何なるものか等なり

發行所 東京本郷四丁目 文明堂 賣捌所 東京堂 服部商店 光融館 地方 森江書店 北隆館 京都西六條興教書院

◎發行所 大日本佛教徒同盟會出版部
(電話番號本局二四三三番)

行發日五十日一回二月每號五十六號第報時政教
可認物便郵種三第省信遞日六十二月二十年一十三治明
發發日五十月十年四十三治明